４　前３項の立番、見張り又は在所に際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。	４　前３項の立番、見張又は在所に際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。	
（警ら）	（警ら）	
第19条　［略］	**第19条**　［同左］	
［項を削る。］	２　前項の警らは、徒歩又は自転車により行うものとする。ただし、所管区の面積、地形等の状況、治安情勢等を勘案して必要と認められるときは、自動二輪車、小型警ら車又は警ら用無線自動車により行うことができる。	
２　前条第４項の規定は、前項の警らについて準用する。	３　前条第４項の規定は、第１項の警らについて準用する。	
（巡回連絡）	（巡回連絡）	
第20条　交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、担当する区域（以下この項において「受持区」という。）を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。	**第20条**　交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、担当する区域（以下「受持区」という。）を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。	
２　警察本部長及び警察署長は、前項の巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察部門以外の警察部門の警察職員をして前項の巡回連絡に協力させるものとする。	２　前項の巡回連絡は、所管区又は受持区の状況その他の事情により必要と認められるときは、前条第１項の警らに当たつて行うことができる。	
（移動交番車等の運用）	（団地等における特例）	
第21条　警察署長は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番車又は臨時交番により当該地域をその所管区に含む交番又は駐在所の活動を補うものとする。	**第21条**　警察署長は、団地その他人口増加の著しい地域等において必要がある場合は、移動交番車又は臨時交番により交番又は駐在所の活動を補うものとする。	
２　第18条第３項及び第４項の規定は移動交番車勤務の在所について、第19条の規定は移動交番車勤務の警らについて準用する。この場合において、第19条第１項中「所管区」とあるのは「第21条第１項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。	２　第18条第３項及び第４項の規定は移動交番車勤務の在所について、第19条第１項及び第３項の規定は移動交番車勤務の警らについて準用する。この場合において、第19条第１項中「所管区」とあるのは「団地その他人口増加の著しい地域等」と読み替えるものとする。	
（統合運用）	（統合運用）	
第21条の２　警察署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する２以上の交番又は駐在所について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、当該２以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（次項において「ブロック」という。）において、当該２以上の交番又は駐在所の地域警察官を統合的に運用することができる。	**第21条の２**　警察署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する２以上の交番又は駐在所について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して特に必要があると認める場合は、当該２以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（以下この条において「ブロック」という。）において、当該２以上の交番又は駐在所の地域警察官を統合的に運用することができる。	
２　警察署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる１の交番又は駐在所の地域警察官の中から当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者を指定するものとする。	２　警察署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる１の交番又は駐在所の地域警察官の中から当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者（次項において「統括責任者」という。）を指定するものとする。	
［項を削る。］	３　前項の規定により統括責任者の置かれた交番以外の当該ブロックにおける交番には、第16条の２第１項の規定にかかわらず、日勤制の所長を置かないことができる。	
（資料の整理保管）	（資料の整理保管）	
第22条　交番又は駐在所の活動に必要な資料については、常に活用できるよう整理保管しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。	**第22条**　交番又は駐在所の活動に必要な資料は、常に活用できるよう整理保管しておかなければならない。	
（設置等）	（設置等）	
第23条　自動車警ら班は、警察署の管轄区域の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、当該区	**第23条**　自動車警ら班は、警察署に置くものとする。	